

平成23年第5回稲城市教育委員会定例会

1 平成23年5月31日、午後2時から稲城市役所6階603会議室において、平成23年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

指導室長 千葉 正法
学校教育課長 松本 葉子
指導主事 細谷俊太郎
学校給食
共同調理場所長 小川 三男
生涯学習課長 伊藤 徹男
体育課長 吉野 正明
文化センター課長 秋和 広子
図書館長 宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長 長崎 健
学校教育課庶務係 風間 浩子
学校教育課庶務係 市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第21号議案
「平成23年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」
- (5) 日程第5 第22号議案
「平成24年度使用稲城市立中学校教科用図書における調査、研究の諮問について」
- (6) 日程第6 第23号議案
「平成24年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査、研究の諮問について」
- (7) 日程第7 第24号議案
「稲城市立公民館運営審議会の委嘱について」
- (8) 日程第8 報告事項

委員長 ただ今から、平成23年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございません
でしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願い
いたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてをお諮りいたします。本定例会の
会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報
告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

[教育行政報告]

学校教育課長 1 平成23年4月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導室長 1 担当者会事業について
2 推進・連携事業について
3 学校訪問事業について
4 研修事業について
5 教育相談所関係について
6 教育センター関係について

学校給食
共同調理場所長 1 4月給食主任会を開催について
2 平成23年度給食開始について
3 給食費納入通知書発送について
4 試食会について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 青少年委員関係について

- 4 青少年指導者養成事業について
- 5 稲城ふれあいの森関係について
- 6 青少年育成地区委員会関係について
- 7 芸術文化活動の振興について
- 8 文化財の保護と普及について
- 9 生涯学習推進事業について
- 10 学校施設コミュニティ開放事業について
- 11 ふれんど平尾運営事業について
- 12 放課後子ども教室支援事業について

- 体育課長
- 1 体育指導委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設について
 - 4 スポーツ教室について
 - 5 学校開放事業について
 - 6 体育協会関係について
 - 7 国体関係について
 - 8 その他について

- 文化センター課長
- 1 会議について
 - 2 公民館主催事業の実施状況について
 - 3 児童館における事業の実施状況について
 - 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 5 平成23年4月文化センター課利用統計について

- 図書館長
- 1 市立図書館主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について
 - 4 学校との連携について
 - 5 視察について
 - 6 緊急雇用対策事業について
 - 4 平成23年4月図書館利用統計について

委員長 それでは、教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第21号議案「平成23年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成23年教育費補正予算について補正をする必要がありますので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長、指導室長、学校給食共同調理場所長、体育課長、文化センター課長より順次説明いたします。

委員長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 学校教育費関連の補正予算につきまして、詳細の説明を申し上げます。

学校教育費関連からは大きく6点ございまして、議案概要説明書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

第1点です。小中学校直結給水工事についてでございます。小中学校で給水は、一般的に屋上に設置した高架水槽を経由して、給水するしくみになっておりますが、近年、よりおいしい水と申しまししょうか、どうしても水槽にたまっている時間が長く、夏はぬるくなってしまうとか、あるいは臭みが気になるというような声がございまして、よりおいしい水を飲んでいただくために、東京都のモデル事業を導入いたしまして、水道の直結化を順次行っていこうという内容でございます。

本年度につきましては、三小、四小、六小、第三中学校の設計を行い、そのうち、三小、四小については工事を本年度中に実施してまいりたいというものでございまして、こちらにございますように、小学校の歳出予算の委託で512万3,000円、工事費としては3,033万7,000円、中学校の設計委託として171万6,000円の予定で要望をさせていただきます。

モデル事業で8割の負担金の歳入を見込んでおりますので、このモデル事業にかかる歳入といたしましては、本年度工事を行う三小と四小の工事と、設計にかかる費用を委託金として予定しております。

第2項目の屋外運動場芝生化工事設計等委託です。こちらにつきましては、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境対策としてばかりではなく、環境教育の一環としても校庭の緑化を推進するため、東京都の10分の10の補助をして、市内の小中学校の中で条件の整ったところから芝生化を進めてまいりたいということで、22年度においても長峰小の緑化を実施したところでございますが、今回の補正で、平尾小学校と第二中学校の校庭の一部芝生化の事業経費を計上するものでございます。2校合わせまして、歳出では913万6,000円、歳入でも同額を計上するものです。

裏面にまいりまして、第一小学校旧校舎建替等の工事基本設計委託費でございます。第一小学校につきましては、市内でも最古の校舎を使用しております。昨年度の12月の補正予算で基本調査委託の予算をお認めいただき、今は基本調査を進めております。

最終的な調査結果を7月末に取りまとめることとしておりますので、基本設計や測量・地盤調査の委託料について今回補正予算として計上し、今後の調査結果を踏まえて、この設計を進めてまいろうという内容でございます。

これは少しでも早く改修を進めて欲しいという陳情が市議会において一部採択されていることから、最終的な基本調査の結果は7月末となっております

が、ここで進められる部分を進めていくという趣旨によるものです。2,404万1,000円でございます。

次の第七小学校の校舎の大規模改修工事の設計委託でございますが、第七小学校につきましても、昭和50年建築以来、35年間大規模改修工事を実施しておりませんので、壁面等の老朽化の診断を行い、基本設計・実施設計の委託をしてまいるといふものでございます。2,135万1,000円を予定しております。引き続きまして、第二小学校の下水道の接続工事でございます。第二小学校につきましても、23年度に敷地南側へ下水道の本管が敷設されるということで、校舎敷地内からその本管への接続が可能になりますので、本年度の補正予算ということで計上するものです。工事費については2,042万円です。

続きまして、(仮称)南山小学校新築工事の設計等委託費でございます。(仮称)南山小学校につきましても、南山東部土地地区画整理事業が現在進められているところでございますが、事業地の保留地内に発生する児童数を見込みまして、校舎を建築するというので、基本設計を進めるための予算でございます。予算額としましては2,614万円を予定しております。

引き続き、学務係のほうでございますが、市立の学校学区適正化の検討に関する経費でございます。これまでも概ね5年おきに学区の適正化の検討委員会を教育委員会において設置して検討するという方針でした。前回の検討が18年度に行われましたので、今年度からこの適正学区の検討に入ってまいりたいということで、その委員の報償費等にかかる金額を計上するものでございます。

内容としては、報償費のほかに食糧費、それから委託料、会議録の反訳料を予定しております。

それから、裏面にまいりまして、私立の幼稚園の保護者負担軽減の補助金でございます。こちらは昨年度、市議会などで補助金の額を引き上げてほしいという要望がございました。市単独の上乗せ分の補助額を月額3,200円から近隣の平均に近付けるため300円加算いたしまして、月額3,500円として所得にかかわらず補助していこうという内容でございます。

東京都の補助分は所得による制限がございますが、稲城市の補助分は従来から所得制限を行っておりませんので、該当世帯全てに対して300円アップすることになります。

引き続きまして、在宅幼児の教育費補助金についてでございます。在宅幼児の教育費につきましても、先ほど説明申し上げた私立幼稚園の保護者負担軽減の補助金と同額の内容で、幼稚園や保育園にお子さんを預けていらっしゃる家庭に対しまして補助を行い、経済的な負担を軽減することを目的として、月額3,200円の補助をしてきたところでございますが、先程と同額の300円を増額し、月額3,500円とするための補正でございます。

補正による増額は、先程の保護者負担軽減の補助金が300万6,000円、在宅幼児の補助金の方が3万8,000円となります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
それでは、指導課長、お願いいたします。

指導室長 それでは、第21号議案の指導室の資料によって、ご説明いたします。
まず、議案内容説明書の順番に沿って、食育研究指定地区事業交付金について、ご説明申し上げます。本事業は、平成23年度から稲城市に栄養教諭が配置されたこととあわせて稲城市における食育を充実するために、東京都から交付されるものでございます。

目的としましては、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、具体的には指導と啓発の充実を図ることが目的でございますが、現在のところ、稲城での食育を推進するに当たっては、地場の野菜であるとか食品などを子ども達にもわかりやすく提示できるようなカード等をつくって、各学校で栄養教諭だとか、これまで学校で食育を推進してまいりました食育リーダーなどがそういったものを研究し、また、活用するための予算として、このたび補正に上げさせていただくものでございます。

次に、言語能力向上推進校交付金でございます。これにつきましては、このたび小学校では新学習指導要領の全面実施ということになっておりますが、国語科を初めとして、全教科の領域等で、記録、説明、批評、論述、討論など、いわゆる言語活動の充実が強く求められているところでございます。

稲城市の中で稲城第一小学校が東京都教育委員会から本指定を受けまして、この交付金を有効に活用して、全体の学校の教育力の向上に資するための研究に取り組んでいただくというもので、このたび4月に決定をいたしましたので、今回の補正で予算を予算計上させていただきます。

あわせて、もう1点、学校図書館活性化推進員配置の拡充でございます。これにつきましては、今年度、小学校、中学校、各校で、週3日の予定で事業を計画しておりましたが、より成果として積極的な取り組みを行うために、勤務の日数を3日から5日、プラス2日増やしまして、読書活動の充実、また、言語活動の充実等に、この2校の学校図書館活性化推進員がさらに活躍できるような環境を整えるために指定をいたしました。既に3日という日程の中で、小学校では向陽台小学校、それから、中学校では稲城第三中学校に活性化推進員を配置しております。

補正予算が通りましたら、7月からプラス2日をして、さらに充実した形で実施をしていくということで、今回の補正予算に上げさせていただくものでございます。

ご審議、どうぞよろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。
それでは、学校給食共同調理場所長、お願いいたします。

学校給食
共同調理場所長

同じく第21号議案の補正予算でございます。

調理場としましては、第二調理場に蒸気回転釜を購入の費用を計上させてもらっております。第二調理場は現在五つの釜があり、その一つを更新するものでございます。調理作業をする上、また、容量で、この釜を購入し、作業効率と調理職数を増やしていくものでございます。額としましては、184万3,000円の額でございます。

2項目ですが、アレルギー児対策を検討していただく方の報酬を計上させてもらっております。

現在、食物アレルギー児の対策としまして、献立の内容をあらわす「アレルギー細案」の配付、代替食としましてパン・豆乳で対応しております。近年、アレルギー児の増加、また、食に対する関心も高まってきております。アレルギー児への対応を拡大・拡充が現在の施設でできるものか学校給食共同調理場運営委員会の下部組織として専門部会を設置し、検討をいただくものでございます。

メンバーとしましては、PTA連合会の代表の方、保健所の職員（稲城の所轄は南多摩保健所です）、学校医、学識経験者、都の栄養士等を含めて、7人から8人の部会を考えております。費用的には、学校関係の方は除き、3名分一人8,800円の報酬、回数としまして7回程度を予定した予算の要求でございます。

以上です。

委員長

ありがとうございました。

次に、体育課長、お願いいたします。

体育課長

体育課の補正予算のご説明をさせていただきます。

体育課では、歳入で1本、歳出で3本ということでございます。まず、議案概要説明書の方で説明をさせていただきたいと思っております。

歳出からご説明したいと思っておりますが、まず、第1点目が、稲城中央公園野球場の改修工事でございます。こちらは平成3年から20年を経過しております。特にこちらには記載してございませんが、スコアボードの不具合が生じておりまして、あと、金網のフェンス、ベンチ、バックスクリーン等も老朽化がひどい状態でございます。そういうことも含めまして、平成25年の東京国体の開催もあることから、改修をするものでございます。

事業費につきましては、7,577万4,000円というものでございます。

こちらの財源といたしましては、こちらに書いてございます歳入のところでございますが、東京都の競技施設整備費補助金、こちらは2,684万7,000円を予定してございますが、こちらを活用しまして修理を行うということでございます。

2点目でございます。稲城中央公園体育館の網戸設置工事でございます。こ

ちらは市全庁的な取り組みでございます。

この震災の関係で、夏場に向けて電力不足が叫ばれております。その節電対策の一環としまして、今までエアコンにより室内の温度調整をしていたところでございますが、そちらのところを網戸に切り替えまして、温度調整をしていくというものでございます。こちらは全庁的にいけば1,000万円程度の予算ということでございますが、そのうち、体育課としましては83万3,700円というものでございます。

3点目でございます。第68回区民大会実行委員会補助金でございます。こちらは平成23年度、今年度でございますが、まだ国体というものが市民に十分に伝わっていないということでございますので、東京国体、多摩国体を広く市民にPRする必要があるということから、国体のPR用の看板、幟旗、横断幕など、こちらの方の作成経費を実行委員会に補助金を支出するというものでございます。こちらは事業費として90万円を予定してございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 それでは、文化センター課の補正予算案の説明でございます。議案概要説明書に沿って説明をさせていただきます。

文化センターの施設維持と充実を目的に、第二文化センターの耐震診断及び耐震工事に向けた基本設計等委託並びに各文化センターの網戸設置工事を行うため、歳出予算について、補正予算を計上するものでございます。

まず、1点目の、第二文化センターにつきましては、昭和50年開館であり、建築以来、35年間、途中、エレベーターの設置を主な内容としました大きな工事はしておりますものの、施設面、設備面に当たる大きな改修工事を行っておりませんでした。また、耐震基準を満たしていないため、第四次長期総合計画に基づいた大規模改修工事に向けまして、今年度は耐震診断及び劣化診断を含めた基本設計を行うものでございます。

年次計画といたしまして、24年度に実施設計、25年度に改修工事の実施を計画しております。

改修予算といたしまして、歳出予算といたしまして、委託料456万7,000円補正するものでございます。

また、2点目の各文化センターの網戸設置工事につきましては、先程体育課長より同様の補正予算の説明がございましたが、夏場の節電対策といたしまして、自然の風を取り組むことで、エアコンの使用頻度を抑え、窓を開けることにより、虫の侵入特にセミ、そういったものを防いで温度調節をしていくものでございます。

文化センター5館で合計150カ所の設置を予定しておりまして、歳出予算といたしまして、335万5,000円を計上させていただくものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上で、それぞれ提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今回の第21号議案ですか、小中学校の直結給水工事についてということですか。これは何件かはもう終了していますが、具体的にちょっとその辺を教えてくださいいただけますか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 直結給水を校舎全体について行ったのは、第一中学校のみとなっております。

委員長 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

稲垣委員 では、他のここには挙がっていない学校に関しましては、来年度ということなのか、それとも、もう直結が最初からされているということですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 今回、東京都のモデル事業でというお話をさせていただきましたが、当該事業が平成28年度まで継続されるという見通しでございます。その中で、大規模改修工事が予定されている学校にあっては、大規模改修工事の中で行うのが効率的ですので、そのタイミングで行います。そういった予定のない学校については、順次、この28年度までの間に、できるだけ計画的に進めていきたいというふうに考えています。

校舎全体で実施したのは第一中だけなのですけれども、例えば第七小学校のように、増築棟だけもう済んでいる学校もございますので、大規模改修工事の対象になっている学校でも、済んでいない箇所を実施するということになります。

稲垣委員 わかりました。

委員長 他にはいかがでしょうか。どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 続いて、屋外の芝生化のことなんですけれども、校庭の一部をするというぐらいますが、面積的には、規制というか指示というか、そんなのはあるのでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 稲城市の小中学校の校庭規模の場合ですと、250平米以上という基準となります。グラウンドが極端に狭い場合の例外はありますが、稲城市の小中学校レベルの規模がある場合には250平米以上が補助の対象になるので、稲城市としても250平米以上でお願いしますということで各学校へ声掛けをさせていただきまして、学校から候補となる場所を学校ごとに選んでいただいております。そういったことに加えて、地域コミュニティの協力を得ながら、芝生の維持管理組織を立ち上げることがこの芝生化事業の補助金を受けるための要件とされておりますので、立ち上げの準備が整った学校から順次進めていくということで考えているところでございます。

ここで2校分を計上させていただいたのは、そういった環境が整う目処がついたということで、今年設計をして、翌年度、工事という方式で今後も進めてまいりたいと考えております。

委員 長 伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 補助は芝を植えるまでだと思うんですけども、その後もいろんな場合には、散水するだとか、芝刈り機とか、いろんな雑草なんかを切ったりとか、そういう経費は各校持ちになっちゃうのですか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 東京都の補助制度では、3年間に限りメンテナンスにかかる経費についても補助対象とはなっています。今回、稲城市のほうで計画しているのは、当初の芝生化をするための設計を行い、計画を立てるまでの部分の予算で、工事は来年度以降になります。その際にはメンテナンス用の備品なども、補助金でお願いをしまいたいと考えております。

この部分は10分の10の補助金ですが、先程ご質問のあった、3年間の維持管理の方は2分の1の補助になってしまうので、稲城の場合は、従来から補助を受けておりません。

最初に導入をした後は、子ども達が芝生に触れながら、PTAや地域の方々の力添えをいただき、自分達でメンテナンスをしていくということで、環境教育や地域の協力を重視して取り組んでいくという方針です。

委員 長 よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員 すみません、今の続きで申しわけないのですけれども、芝生化の件ですけれども、平尾小と二中だということで、屋外運動場の一部を芝生化するというこ

となのですが、四小か何か、ちょうど区切れたみたいなところでうまく芝生化できていたんですけれども、平尾小はどこを芝生化なさるかということは、これからの計画ですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 基本的には、グラウンドの部分を芝生化するのがこの事業の大きな目的です。校舎の敷地の場合は、基本的には対象にならないので、そういった場所を芝生化する場合には、当該部分を校庭敷地からグラウンドに変更する手続が必要となります。

学校側でどの場所をという選定をする段階では、当然、どのように活用していくかということが非常に重要になってまいります。校庭のまとまったエリアをとりにくいという学校もありますので、そういった場合には、周辺なども含めて、250平米とれるところをしっかりと確保しながら、進めていくということになります。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより第21号議案、「平成23年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5 第22号議案、「平成24年度使用稲城市立中学校教科用図書における調査、研究の諮問について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市立中学校使用教科用図書採択要領に基づく調査、研究について、中学校教科用図書審議会へ諮問する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 今、教育長からご説明がありましたとおり、平成24年度稲城市立の中学校で使用する教科用図書の採択について、諮問を受けて、調査、研究を進めるものがございます。

まず、諮問を受けた調査、研究の内容でございますけれども、資料でございますとおり、主に5点、内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜、そして総合的に見てどうかという観点から、調査、研究を進めてまいります。

日程につきましては、次のページに案としてまとめさせていただいておりますが、概ね各中学校の教員からなる調査研究委員会を2回ないし3回持ちます。そして、さらに審議会、これについて構成は保護者の方2人、それから、学識経験者の方1人、校長6名、それから、指導主事1名ということで構成しておりますが、それを都合3回開催させていただいて、7月22日の教育委員会で諮問に対する答申を予定するという日程で考えています。

概ね昨年度の小学校の教科用図書の採択と同じ手順で、今年度は中学校の教科用図書について採択を進めるという計画であります。

どうぞご審議のほどをよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上で理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員 審議会のほうで、ちょっと今聞き逃した感じがするのですが、父兄は何人ぐらい入るのかというのを。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 保護者の方はお2人入る予定でございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。

この日程に従って、22日ということになるわけですか。

指導室長 はい。

委員長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第22号議案、「平成24年度使用稲城市立中学校教科用図書における調査、研究の諮問について」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第23号議案、「平成24年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書
の調査、研究の諮問について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、学校教育法施行規則第139条の規定及び稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査、研究について、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員 長 それでは、指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、22号議案に続きまして、23号議案、こちらは稲城市立の小・中学校の特別支援学級で使用いたします教科用図書の採択について、諮問を受けるものでございます。

諮問の内容につきましては、同じく、内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用の便宜、そして総合的に見て、特別支援学級の子ども達の使用にあっているかどうかという観点から、調査、研究を進めていただきます。

日程につきましては、1ページめくっていただきますと、先程と同様に、日程を示させていただいております。現場の校長先生方や先生方のご負担がなるべく少ないように、中学校の教科書の採択の日程と合わせる、もしくは前後して調査、研究を進めていただけるよう、工夫をしております。

調査委員会につきましては、こちらのほうは都合2回を予定しております。審議会につきましては、都合3回を予定しております、中学校の教科書と同様に、7月22日に答申を予定という日程で現在考えているところでございます。
ご審議よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。
以上で理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 今、日程のところ、6月のところで学校訪問（教育委員による学校調査）というのが含まれていて、真ん中辺なのですけれども。これはどんな内容というか、ちょっと教えていただければと思います。

委員 長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 失礼いたしました。このときは実際に学校の様子をご覧いただき、特別支援学級の教科用図書、これはかなり幅の広いものを子どもの実態や指導の過程にあわせて使っておりますので、その様子について少しご覧いただく機会をつくらうということで、今考えているところでございます。

委員 長 稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 調査研究委員の委嘱なんですけれども、これは中学校の教科書選択と同じメンバーでということですか。

委員 長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 特別支援学級の教科書につきましては、毎年採択をしているところでございますけれども、まず、調査研究の委員会につきましては、学校長1名と、それから、特別支援学級の実際に教科書を使用して教える教員がこれに当たります。教員については、特段、人数の制限はしておりませんが、調査研究委員会を組織して行っていくということでございます。

それから、あわせて、審議会でございますけれども、こちらの方については、特別支援学級の設置校の校長3名をもってしてやっているということで、稲城市の特別支援学級の教科用図書採択要綱に定められていることに沿って実施するというところで提案をしております。

以上でございます。

委員 長 よろしいですか。ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第23号議案、「平成24年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査、研究の諮問について」を採択いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。
それでは、日程第7 第24号議案、「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思
います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第24号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第24号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします
これより第24号議案「稲城市立公民館運営審議会の委嘱について」を採決い
たします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8「報告事項」です。
本日の報告事項は3件です。「複合施設ふれんど平尾改修工事基本調査結果に
ついて」を学校教育課長より、「市立小学校第5学年の集団宿泊体験の宿泊場所
の変更について」を指導室長より、「子どもサッカー体験授業」を体育課長より、
順次報告をお願いいたします。
変更はありませんね、増えているということは。

学校教育課長 はい。

委員 長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 1点目の報告事項、「複合施設ふれんど平尾改修工事基本調査結果」の概要
について、ご報告を申し上げます。

本調査につきましては、昨年9月の市議会において、補正予算を認めていただきまして、実施をしたものでございます。

ふれんど平尾については建築指導事務所から複合施設として使用するのであれば、改修工事を行ってくださいと、そうでなければ、休止又は閉鎖してくださいという指導を受けまして、昨年度、1階部分の改修を行いました。この調査は、2階以上をどうやって使っていくかという検討をするため、基本的な事項についての調査を行うというのが主な内容でございました。

建築基準法上、2階以上の用途変更を行うためには、改修が必要になるというところがございます。それにはある程度用途というのを想定いたしませんと、なかなか作業が進まないものですから、そこの表にございますA案、B案、C案という三つの案によって調査を行ってございます。

A案というのは、それまで閉鎖前に使っていた、ふれんど平尾の使い方をそのままの部屋の配置で利用した場合の内容でございます。

B案というのは、閉鎖前は学校施設にあまり手を加えずに使用していたため、市民の使う部屋と行政が使っている部屋とが入り組んだ形になってしまっていましたので、ある程度まとまりをつけた形です。

C案というのは、2階部分までを市民が利用する部屋としてまとめて、3階、4階を行政が使う、事務所的な、例えば教育関係の事務所などの使い方に用途変更をするという内容にした場合の案です。

共通する部分から申し上げますと、耐震補強については、いずれの案とも不要。また、床の補強というところについては、いずれの案ともに2階の防音の部屋、太鼓をよく使っていた防音の部屋と、あと2階から4階までの旧配膳室については梁などの補強が若干必要という結論が出ました。それから、エレベーターについては、いずれの案ともに必要となります。また、発電機の設備ですとか、消防用の給水槽についても、いずれの案とも必要となります。

一方、案によって異なっている場合もあります。A案の場合は2階から4階まで人が出入りする部屋がありますので、用途を分けるための改修が必要となります。B案については、4階が倉庫になっていますので、2階、3階だけ、区画を設ける必要があります。C案については、2階部分のみ用途区画が必要となります。

排煙設備と非常用照明については、居室に当たる部屋の部分に設置していくということになります。A案については2階と3・4階の一部、B案については2階と3階、C案については2階から4階までに排煙設備を設けることとなります。非常用照明については、人が常時出入りするフロアの階段や廊下などにも設置する必要があります。それから、下から2番目の加圧給水装置については、A、B案では不要ですが、C案は4階までフルに居室とする用途になりますので、増圧ポンプが必要となる可能性があるということでもございました。

動線の面から検討いたしますと、A案は会議室が分散する、市民が利用する部屋が分散する形、B案、C案については、用途ごとにまとまりができて、使

い勝手の面では改善されるという案になります。

その他、この調査の中で、コア抜き調査と申しまして、コンクリートの塊を抜き取る調査で、中性化の度合いや圧縮強度などについても調査を行いました。6カ所、2階から4階までの各フロアについて実施いたしました。1カ所につき3検体を取り出して調査を行いました。いずれも良好でございました。

こういった調査結果を踏まえ、今後は、既に庁内に設置した検討委員会を中心として従来、ふれんど平尾の運営について審議してまいりました運営協議会等をからの意見をいただきながら検討を行い、最終的な改修方針を決定していくということで予定しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

次に、指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、お手元の宿泊体験の宿泊場所の変更についてという保護者あての通知文をご参照いただきながら、ご説明させていただければと思います。

これにつきましては、稲城市立小学校第5学年の児童が全員、稲城エデュケーションプログラムに基づきまして、「小田良の里」での宿泊体験、さらにそれを経て、野沢温泉での宿泊体験ということで、関連を図ったプログラムとして実施をしているところでございます。

しかしながら、今年度につきましては、地権者の方とか、市の「小田良の里」の利用における契約が大きく年度当初にずれ込みまして、既に学校では5年生の宿泊体験の説明会などもしなければいけないという時期にかかってまいりましたので、5月18日付で、今年度については全校、宿泊場所を「小田良の里」から各学校に宿泊地を変更して実施をする旨、5年生児童の保護者に通知を配付したものでございます。

また、先ごろの東日本の大震災を受けて、学校が災害時には児童・生徒や地域の方の避難所となるということとあわせて、稲城市の消防署や国土舘大学のウェルネス・リサーチセンターのご支援をいただいて、これを機会に子ども達にも防災教育を、宿泊する中で学ぶ機会を設けられるように工夫をして、例えばアルファ米を試食してみるとか、身近にあるもので担架をつくって、けがをした人を運べるような技能を身につけるとか、そういったこととあわせて、今回、5年生の宿泊体験を行いまして、「小田良の里」での自然体験を予行演習とあわせて実施をしようということで、今、計画を進めているところでございます。

来年度につきましては、こうした混乱が生じないように、年度の中で十分調整をした上で、教育課程をいただけるように工夫をしていきたいというふうに思っております。

5年生の宿泊体験の場所の変更について、このように通知をいたしましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
次に、体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明させていただきます。
平成23年度は稲城市が施行40周年ということでございます。あわせまして、お隣の多摩市につきましても40周年ということで、これを機に、子どもサッカー体験事業を企画いたしました。
こちらの位置づけでございますが、両市ともヴェルディを支援するホームタウン市でございます。こちらがその子どもの体験塾の内容を効率的に事業を展開して、実施するものでございます。その補助金としましては、多摩・島しょ広域連携活動助成金、こちらの方を活用して行うというものでございます。
目的につきましては、多摩、稲城両市が出資しております東京ヴェルディのプロサッカーのコーチの方による指導、そのノウハウを子ども達に伝えるというものでございます。
2点目としましては、両市連携によって広域事業を展開することによりまして、両市の関係をさらに深めるというものでございます。
3点目としましては、子どもの交流のみならず、多摩市、稲城市、富士見町の関係するスタッフが交流することによって、両市の事業の可能性を広げて、市民間の交流を図るというものでございます。
最後に、4点目でございますが、広く好条件のグラウンドということで、場所が多摩市の自然の家ということでございます。条件のいい場所で、大自然の中で子ども達の健全育成を図るという趣旨のものでございます。
内容としましては、多摩市、稲城市、富士見町の小学3年生から6年生を対象にしてございます。
実施の時期につきましては、23年の8月8日から10日までの2泊3日でございます。
実施場所につきましては、先程申し上げました多摩市の八ヶ岳少年自然の家でございます。
練習場所につきましては、所在地の富士見町の総合グラウンド、こちらを利用いたします。
実施内容につきましては、サッカーの基本から応用、試合まで、総合的なカリキュラムを展開するというものでございますが、2泊3日の寝食をともにした交流を深めるということで、ただ、初心者の方もいらっしゃいますので、サッカーの喜びというものをわかってもらえるようなカリキュラムにしたいと思っております。
参加人数といたしましては、多摩市、稲城市がそれぞれ35名、グラウンドのある富士見町については40名というものでございます。
参加費用につきましては、お一人5,000円、交通手段につきましては、借り

上げバスを使うということでございます。

役割につきましては、多摩市さんの方で事業の企画・調整を行いまして、稲城市におきましてはスタッフの確保、参加者募集、参加者の管理、こちらの事業ではスタッフが重要ということで、稲城市サッカー連盟さんのご協力をいただくということでございます。

こちらの広報につきましては、6月1日号の広報で募集をかけてございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上、3件の報告事項が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 質問というよりは要望なのですけれども、宿泊体験の宿泊場所が変更で、ことしは急遽なことで、たまたま学校のほうを使われてということで、これも災害時のための練習、訓練にもなると思うので、大変いいことだと思うんですが、来年からのことを早目に計画して、自然体験や何かも一緒にできるような、いい場所が見つかったらなと思いますので、早目に色々ご配慮いただきたいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

指導室長 はい。

委員長 他にはいかがですか。伊勢川委員。

伊勢川委員 今回の稲垣委員に非常に近いんですけれども小田良の里の使用が、来年完全にだめというわけでもないんですよね、今のところは。それと、あとサッカーのほうに関連するんですけれども、多摩市の八ヶ岳少年自然の家というのがあるんですけれども、こういうところというのは、例えば小田良の里が使えない場合に、こちらの多摩市さんのほうを使用させてもらって、キャンプをするなんていうことは可能ですか。

委員長 指導室長

指導室長 来年度の使用については、夏季も含めて、まだ未定でございますけれども、その外部のですね、稲城市以外の自治体が持っている施設等を利用するという事は、十分可能性があるというふうに思います。

例えば多摩市の例で言えば、富士見高原の宿舎はなかなかフルには埋まらない状況がございますので、逆に他の団体に門戸を開いている状況でございます。

ただ、その実施については、保護者等の私費負担が、やはりその往復のバス代であるとか、宿泊代であるとか、そういったことがさらにかさんでしまうということと十分バランスをとった上で検討してみたいというふうに思います。

委員 長 自費負担がかかる。

あと、子どもサッカー体験なんですけど、これは3市で募集するというんですけど、一般募集ですか。それとも、何か条件がついていた中で、子ども達が集まって、こういうふうに活動するのですか。

体育課長。

体育課長 募集については一般募集でございます。条件としましては、小学校3年生から6年生ということでございます。

委員 長 特にサッカーをやっている、いないということは関係なくということなんです。

体育課長 経験の有無は問いません。初めての方もサッカーをしていただくということになっています。

委員 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 ふれんど平尾のほうの件ですけれども、A案、B案、C案となっているんですけれども、A案、B案は倉庫というのを考えているということなんですけれども、C案にはなくて、教育関係事務所等と書いてあるんですけれども、これは倉庫も含めてあるのですか。倉庫とは本当の物置ですか。

委員 長 学校教育課長、どうぞ。

学校教育課長 A案、B案を含めまして、そちらに記載されてございます倉庫というのは、業者が民間で設けている業務用倉庫のような想定ではなく、行政の事務所に隣接するレベルの倉庫という意味合いでございます。今、ご質問にありました、C案にある教育関係事務所等の中にある「等」というのは、事務所そのものとして扱うことをメインとする中で、例えば、教育分野などでは、今、教育センターを六中で運営しているわけですが、今後生徒数が増えていく可能性があり、教室がだんだん狭くなってくると。そういった場合に、間借りしている状態の教育センターという形でやるのがいいのか、それとも、これを機会に、どうせ改修するならば、新たに土地を求めていくとかなりの経費がかかってしまうところを、改修のタイミングの合うふれんど平尾の中へ移転させるということも一つ考えられるのではないかと、これは仮置きでございます。これからの検討会の方で、色々な部署と全庁的に議論していきますので、その中で、色々な部署から、こういった物が必要ではないかという案が幾つか出てくると思います。どれを最終的に選択していくのか、あるいは複数取り込んでいくのかといったことはその後の検討によるところでございますので、とりあえず、「等」

は倉庫ということではないということです。

伊勢川委員 わかりました。

委員長 あとはいかがでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 3 時 3 3 分閉会)